

# 「ちばオレンジ大使」設置要領

※オレンジは認知症支援のシンボルカラーです

## (趣旨)

第1条 認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要である。認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものでもあると考えられる。認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していただける「ちばオレンジ大使」(以下、「大使」という)を設置する。

## (任期)

第2条 委嘱日から1年間(任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない)

## (要件)

第3条 次の要件をすべて満たす方

- (1) 県内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発活動に意欲があり、県と協力・連携ができること
- (4) 氏名・年代・所在市町村名・疾患名・経過・略歴・顔写真を原則公表できること(公表できない理由がある場合はその限りではない)
- (5) 原則、単独で移動ができる、または移動時に同行者がいること。  
前述以外の場合は、第三者が同行することに承諾できること。

## (活動内容)

第4条 県が依頼する普及啓発活動のうち、大使本人の希望や体調に合わせ、参加が可能な活動を行う。

＜活動例＞

- ・講演会の講師やパネリスト(自らの体験の紹介等や進行役との質疑応答なども含む)
- ・県広報紙等への寄稿(インタビューへの応答なども含む)
- ・認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトへの協力(自らの体験の紹介等や講師との質疑応答を含む)
- ・県認知症施策への意見
- ・ピアサポート活動(認知症カフェや家族交流会、本人ミーティング、講演会など本人や家族が集う場での支援活動)
- ・市町村や関係機関からの依頼による活動 ほか

### **(活動依頼)**

第5条 市町村や関係機関が大使へ活動依頼を希望するときは、原則活動希望日の4週間前までに別紙1「活動依頼書」を県に提出する。

2 県は、内容に応じて大使本人と調整を行い、大使を紹介する。

3 市町村や関係機関は、紹介による活動終了後、原則1週間以内に別紙2「活動報告書」を県に提出する。

### **(謝礼)**

第6条 県が依頼する活動については、原則として県が別途定める基準による。

2 1以外の活動については、依頼元の基準による。

### 附則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

この要領は、令和6年1月23日から施行する。

この要領は、令和8年2月6日から施行する。